

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年1月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：ケニア 担当：産業開発・公共政策部
案件名：東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト

1 契約予定期間：2014年4月上旬～2015年3月下旬

2 参加要件

・日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
・全世界における税関、国境貿易、あるいは国境施設に係る技術移転または調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月12日から2014年2月14日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月12日から2014年2月17日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年2月28日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月中旬
- (5) 契約交渉 : 3月下旬～4月上旬

5 業務の目的

人口1億4千万人を抱え域内統合が進展しつつある東アフリカ共同体（EAC）地域では、近年、年間5%を超える経済成長を達成している。また、この間域内外の貿易量は倍増し、地域の経済成長を牽引する重要な要素となっているが、他方で、世界銀行による国際物流の効率性指数 では、通関手続きの効率性及び貿易・物流のインフラとも185か国中140位前後と低位にあり、また輸出入にかかるコストは欧米の6～7割高いと言われるなど、依然域内の物流の効率化が課題となっている。

同地域では、上記課題に対応し貿易・流通の促進等による持続的な経済成長を目指すにあたり、とりわけ通関の円滑化を重要課題ととらえ、特に域内陸上国境におけるワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）化の推進を通じ、物流の促進に取り組んでいる。

JICAは2007年から2013年まで、2回のフェーズに分けて、EAC加盟5か国を対象に（ルワンダ国、ブルンジ国はフェーズ2より参加）技術協力プロジェクトを実施し、OSBP運用モデルにかかるパイロット事業（ICT機材整備、共同国境取締り等）を実施するとともに、税関や通関業者等の能力向上を通じた物流の円滑化に取り組んできた。

しかし域内の経済統合及び回廊整備の一環として、域内物流円滑化に向けた各種政策・施策の重要度は依然高く、各国政府は、同地域におけるOSBPの推進をはじめとする貿易円滑化にかかる取り組みを更に強化するため、我が国に対し追加支援を要請し（「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクトフェーズ3」（EAC5か国より要請）及び「ルスマ国境ワン・ストップ・ボーダー・ポスト運営支援プロジェクト」（タンザニア、ルワンダより要請）、我が国政府により実施採択された。

これを受けて、JICAは2013年5月、および8月に詳細計画策定調査を実施し、2013年12月に、域内の貿易円滑化に向けた能力強化を目的とした一体的なプロジェクト「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化のための能力向上プロジェクト」として、EAC5か国の関係機関との間で討議議事録（Record of Discussions :R/D）の署名・交換を行った。

本業務は、上記プロジェクトのうち、成果1に位置づけられるOSBPの運用化に関し、必要な体制整備やマニュアル等の整備を通じて、対象陸路国境であるナマンガ、ルスマを有するケニア、タンザニア、ルワンダにおいてOSBPの適切な導入・運用を可能とする能力強化を図るものである。日本側の実施体制としては、本業務を受注するコンサルタントに加え、別途、本プロジェクト全体の運営管理及び税関行政を中心とする人材育成等を行うための直営長期専門家4名が配置されている。

6 業務の範囲及び内容

(1) プロジェクト概要

ア 上位目標

東部アフリカ地域において、貿易円滑化が促進される。

イ プロジェクト目標

対象国境における効率的な国境手続きのための能力が改善する。

ウ 期待される成果

成果1 OSBPが対象陸路国境において効率的に運営される。

成果2 域内における税関能力が向上する。

成果3 通関業者の能力が向上し、域内資格認定制度枠組みが整備される。

エ 業務対象地域

ケニア、タンザニア、ルワンダ、特にOSBP対象国境となるナマンガ（ケニア-タンザニア国境）及びルスモ（タンザニア-ルワンダ国境）

オ プロジェクト実施体制

EAC5か国歳入庁、およびナマンガ、ルスモ国境に係るケニア、タンザニア、ルワンダにおける国境管理のためのNational Steering Committee関係機関（歳入庁、移民局、検疫局等）

(2) 業務内容

< OSBP運用化 >

ア． ワーク・プラン兼アクション・プラン（第一フェーズ）の作成・協議

イ． OSBP運用化を取り巻く進捗・検討状況の把握

ウ． 対象国境（ルスモ）における通関所要時間調査及びナマンガにおける通関所要時間調査を踏まえた補完的な情報収集の実施

エ． アクション・プランに基づく主に以下の活動の実施

（ア） 対象陸路国境において、関係機関で構成されたOSBP運用化促進のための委員会を正式に組織する。

（イ） OSBPの先行事例の知見を得るための視察・調査を行う。

（ウ） 対象陸路国境における既存の法的枠組み、組織体制、国境管理に係る手続きをレビューする。

（エ） OSBPの導入・実施を円滑に進めていく上で、各関係機関の責任範囲や活動スケジュールを含むアクション・プランを作成する。

（オ） OSBPの運用に必要なガイドラインやマニュアルを整備する。

（カ） 上記2-1で整備されたガイドラインやマニュアルの承認に必要な手続きを進める。

（キ） 承認されたガイドラインやマニュアルに基づきOSBPの運用にかかる啓発活動や研修を関係機関やステークホルダーに対して行う。

（ク） OSBPの実施状況をモニターし、手続きの見直しを行う。

オ． プロジェクト業務進捗報告書の作成および報告

7 成果品等

(1) 業務計画書（第一フェーズ） (2014年 4月下旬)

(2) アクション・プラン（第一フェーズ） (2014年 6月下旬)

(3) 業務進捗報告書（第一フェーズ） (2014年 9月下旬)

(4) 業務完了報告書（第一フェーズ） (2015年 3月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括（評価対象予定者）

(2) 国境管理 1（評価対象予定者）

(3) 国境管理 2

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定です。
- ・ 2013年5月～8月に詳細計画策定調査実施済み。
- ・ 2013年12月に基本合意文書（R/D）締結済み。
- ・ 詳細計画策定調査報告書（案）を貸与資料とする予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。